

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-107
許認可等の種類	移転、除却の際の建築物等の使用許可			
根拠法令条例等・条項	土地区画整理法第77条第7項			
許認可等の概要	建築物等を移転し、又は除却する場合には、その建築物等の所有者及び占有者は、施行者の許可を得なければならない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】土地区画整理法第77条第7項</p> <p>施行者は、建築物等の所有者に通知した期限後又は第4項後段の規定により公告された期限後においては、いつでも自ら建築物等を移転し、若しくは除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に建築物等を移転させ、若しくは除却させることができる。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社は、建築物等を移転し、又は除却しようとするときは、あらかじめ、建築物等の所在する土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けなければならない。</p>			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(処分の先例が僅少のため、具体の期間の設定が困難)			
期間の制定根拠	-			